

第6章 騒音・振動

第1節 騒音・振動の現状

1. 騒音・振動の概要

騒音・振動は最も身近な公害で日常生活に深い関係があります。騒音・振動は影響範囲が比較的せまく、局地的な公害といえます。

しかし、工場、建設工事、自動車、音響機器など発生源が多種多様で、いたるところに存在するため、市に寄せられる公害関係の苦情件数の多くが騒音・振動となっています。

騒音は、工場や建設作業、各種交通機関から発生する騒音以外にも、飲食店などの深夜営業やテレビやステレオの音、あるいは話し声など、私たちの日常生活から発生する音も、身近な騒音として苦情が寄せられています。騒音は、「好ましくない音」といわれるよう、心理的な評価を含んでおり、騒音に対する慣れや個人の感受性に差があるところに特徴があり、騒音問題の難しさがあります。

振動は、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ、物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えたりすることが問題となっています。

2. 自動車騒音の常時監視に係る調査

(1) 概要

自動車騒音の常時監視については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）に基づき、平成24年4月1日付で千葉県から市へ権限委譲が行われました。

本市では「自動車騒音常時監視の実施計画」を策定し、平成24年度から測定調査を行っています。

(2) 調査方法

市内の幹線道路を対象として、道路状況、沿道状況、騒音・交通量を調査します。

ア 調査区間

実施計画における評価対象区間は図表6-1-1のとおりです。なお、評価対象区間を5年間ですべて調査する計画であり、令和4年度は3巡目の1年目になります。

イ 調査時期

毎年冬季に24時間連続測定を行います。

3. 航空機騒音問題

(1) 概要

平成22年10月21日、羽田空港の4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始されたことに伴い、南風好天時の午前6時から午後11時までの間、羽田空港に着陸する航空機が本市上空を4,000ft（フィート）（約1,200m）の高度で通過するようになり、航空機による騒音が問題化しました。

千葉県及び本市を含めた関係各市は、国に対して、ルートの分散化や高度引き上げをはじめとした騒音軽減策について要望してきましたが、これを受け国が飛行ルートの見直しを行ったことで、本市上空での通過高度が4,500フィート（約1,350m）に引き上げられました。（平成26年3月6日から試行運用を開始し、平成27年4月2日から本運用を開始しています。）

しかしながら、飛行高度の引き上げに伴って、ルートが東に5km程度移設されたことで、千代田、旭ヶ丘、みそらをはじめとした本市東部地域の上空を通過することとなり、新たな地域での騒音問題の発生につながっているのが現状です。

また、増加する訪日外国人旅行客等の対応や日本の国際競争力の向上、東京オリンピック・パラリンピック開催等、首都圏空港のさらなる機能強化（羽田空港の国際線発着枠の拡大）のため、都心上空を通過する新飛行経路（都心上空ルート）の運用を令和2年3月29日から開始しました。これにより、本市においては南風時運用の場合において、午後3時から午後7時の間の3時間は当市上空を4,500ftで飛行していた航空機が9,000ftで飛行することになりました。

本市では、羽田再拡張事業に関する航空機騒音問題をはじめとした諸問題に対応するため、千葉県及び本市を含めた関係25市町で構成する「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」に参加し、騒音の軽減策を国に要望するなど、改善に向けた取組みを行っています。

図表6-1-3 航空機騒音苦情件数

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	9	11	8	0	2	4

(2) 航空機騒音測定結果

本市においては、国土交通省が市立みそら小学校に固定測定局を設置し、平成27年6月1日より航空機騒音の測定を開始しています。

航空機から発生する騒音については、環境基準が定められていますが、本市は航空機騒音の環境基準が適用される地域としての指定を受けていません。測定の結果を仮に住居専用地域に適用される基準値の時間帶補正等価騒音レベル（Lden）57デシベルと比較すると、基準値の数値を下回っている状況にあります。

図表 6-1-4 航空機騒音測定結果(みそら小学校)

(評価指標 : Lden)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 間 値
H27						42.5	43.3	40.0	39.5	40.3	33.1	36.1	40
H28	37.1	41.1	40.5	43.1	44.0	42.9	41.4	40.9	39.1	34.9	32.8	37.5	41
H29	37.8	38.1	39.8	44.7	44.5	43.0	44.1	39.6	41.4	36.2	40.8	39.5	42
H30	38.6	39.6	43.8	44.9	44.6	43.7	44.2	42.5	40.0	38.7	35.5	34.3	42
H31・ R1	39.5	39.0	42.7	43.2	44.6	43.3	41.0	43.0	40.0	39.4	36.4	31.5	41
R2	35.5	37.0	40.3	36.2	32.4	34.5	37.1	37.6	35.1	31.7	36.5	33.6	36
R3	28.9	35.6	37.6	38.1	39.1	38.8	38.0	36.8	33.4	36.8	37.8	37.7	37
R4	30.3	31.9	38.5	39.8	41.5	41.9	42.2	40.4	33	36.8	37	35.1	39

第2節 騒音・振動の対策

1. 建設作業及び工場・事業場の騒音振動

(1) 特定建設作業

建設工事として行う作業のうち、くい打機等の著しい騒音・振動が発生する機械を使用する作業（特定建設作業）は、騒音規制法・振動規制法・市公害防止条例で規制の対象となっており、実施する場合は本市に届出を行う必要があります。

図表 6-2-1 特定建設作業に係る届出状況（令和4年度）

①騒音規制法

特定建設作業の種類	届出数	機械台数
くい打機等を使用する作業	0	0
びょう打機を使用する作業	0	0
さく岩機を使用する作業	96	150
空気圧縮機を使用する作業	1	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0
バックホウを使用する作業	0	0
トラクターショベルを使用する作業	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0

②振動規制法

特定建設作業の種類	届出数	機械台数
くい打機等を使用する作業	0	0
剛球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	0	0
ブレーカーを使用する作業	80	124

③四街道市公害防止条例

特定建設作業の種類	届出数	機械台数
くい打機等を使用する作業	1	1
びょう打機・インパクトレンチを使用する作業	1	3
さく岩機を使用する作業	0	0
空気圧縮機を使用する作業	1	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0
剛球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	2
ブレーカーを使用する作業	2	6
整地機又は掘削機等を使用する作業	255	550
振動ローラーを使用する作業	77	133

(2) 特定施設

工場・事業所等に設置する施設のうち、機械プレスや送風機等の著しい騒音・振動が発生する施設（特定施設）は、騒音規制法・振動規制法・市公害防止条例で規制の対象となっており、設置する場合は本市に届出を行う必要があります。

図表 6-2-6 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分		
		昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	50dB以下	45dB以下	40dB以下
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 第1特別地域	55dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB以下	60dB以下	50dB以下
その他	市街化調整区域	60dB以下	55dB以下	50dB以下

※第1特別地域…本市においては、準工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域の周囲50m以内の地域をいう。

※第2種及び第3種区域のうち、学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺約50m以内の区域における規制基準は、表のそれぞれの基準値から5dBを減じた値とする。

図表 6-2-7 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB以下	60dB以下
その他	市街化調整区域	60dB以下	55dB以下

※第1種及び第2種区域のうち、学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺約50m以内の区域における規制基準は、表のそれぞれの基準値から5dBを減じた値とする。

